

各位

2019年6月20日

三重県四日市市西新地7番8号
株式会社 三重銀行

休眠預金等活用法にもとづく預金保険機構への休眠預金の移管について

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することになりますが、引き続き、当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

1. 対象となる預金等

2009年1月1日から2009年12月31日までの間に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限

2020年6月20日（※）

※法にもとづく預金保険機構への納期限であり、実際の納付日とは異なります。

以上